

参考 2

国民に身近な行政手続の主なもの（例）

1. 国関係

手続名	主体	実施予定年度	備考
国税申告・納税	国	15	
各種社会保険（健康保険、厚生年金保険、国民年金、労働保険）関係手続（資格取得・喪失等届出）	国	15	・被保険者証等の提示・返納等現物を伴う部分は不可
自動車保有関係手続のワンストップサービス	国・地方公共団体	17	・検査・登録、車庫証明、納税等

（注）1. 現物を伴う手続等オンライン化が一部困難なものを含む。

2. 自動車保有関係手続は、税、保険等他のシステムを踏まえ構築する必要等があり、平成17年度実施を予定。

2. 地方公共団体関係

手続名	主体	実施方策提示年度	備考
戸籍謄抄本の交付	地方公共団体	15	・請求をオンライン化
戸籍関係手続（届出等）	地方公共団体	15	・婚姻届、復氏届、分籍届、転籍届、国籍選択届等
住民票写しの交付	地方公共団体	15	・請求をオンライン化
転出届	地方公共団体	15	・住民基本台帳カード所持者の場合にオンライン化
旅券交付関係手続	地方公共団体	15	・請求をオンライン化
地方税申告等	地方公共団体	15	
国民年金関係手続（資格取得・喪失等届出）	地方公共団体	14	・国の手続以外の部分（第一号法定受託事務）
建築確認申請	地方公共団体	14	
大規模小売店舗新設に係る住民からの意見の提出等	地方公共団体	14	

（注）1. 「実施方策提示」とは、法令改正内容や標準仕様の提示等オンライン化のための要領等を地方公共団体に提示することをいう。

2. 現物を伴う手続等オンライン化が一部困難なものを含む。